

酒母・もろみ製造免許申請書の記載要領

- 1 この申請書は、酒税法第8条の規定により酒母又はもろみの製造免許を受けようとする場合に使用してください。
- 2 製造免許申請書次葉1から4まではこれに限らず、同等のものを添付して差し支えありません。
- 3 この申請書は、酒母又はもろみの製造場の所在地の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「製造場の所在地及び名称」欄には、製造場とする場所の地番の全部及びその製造場の名称を記載するとともに、その位置を明瞭に記載した図面（製造免許申請書次葉1）を添付してください。
- 5 製造方法は、製造免許申請書次葉3を作成の上、次のうち必要なものを作成の上、添付してください。
 - (1) 酒母の1仕込製造方法
 - (2) _____の1仕込製造方法
 - (3) _____のもろみ1仕込製造方法
 - (4) 果実酒・甘味果実酒の1仕込製造方法
 - (5) ビール・発泡酒の1仕込製造方法
 - (6) _____の1仕込製造方法（発酵を伴わない混成酒仕込みの場合）
 - (7) 1分界又は1かまの蒸留方法
- 6 関係書類は、「酒類等の製造免許申請書類一覧表」（CC1-5102-1）により、各免許区分ごとに定める必要書類を添付し、「酒母・もろみ製造免許申請書チェック表」（CC1-5102-2(11)）により確認してください。

なお、この一覧表に定める添付書類は原則的なものであり、申請者が過去1年程度の期間内に他の酒類製造免許等の申請を行っており、その際に提出されている書類を利用することができる場合等、税務署長が他の方法により確認することができるため、関係書類の添付は特に必要がないと認めたものについてはその添付を省略することができますから、実際に必要な添付書類及びその作成方法については、税務署と十分相談してください。